# 八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、八王子市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第１５８条第第１項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第２条　この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

２　この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第３条　市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第１６条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護ための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

（１）市の職員で国民保護措置に係る業務を行う者

（２）消防団長及び消防団員

（３）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

（４）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第４条　市長は、前条第１号及び第２号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第２号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

２　市長は、前条第３号及び第４号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第１号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第２号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

（腕章及び帽章の交付）

第５条　市長は、第３条第１号又は第２号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第２条第１項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

２　市長は、第３条第１号及び第２号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第３号及び第４号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第６条　市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第２条第１項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

（訓練における使用）

第７条　市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第３条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

２　市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）
第８条　市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。
２ 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）
第９条　市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（第３号様式）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。
２　前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）
第１０条　市長は、第５条第１項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第２条第２項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。
２　市長は、第５条第２項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）
第１１条　市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）
第１２条　市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（第４号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。
２　前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）
第１３条　第１０条第１項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。
２　第１０条第２項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。
３　身分証明書の更新手続は、第４条の規定に準じて行うものとする。

（保管）
第１４条　市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。
２　特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）
第１５条　市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）
第１６条　特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
２　特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
３　特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）
第１７条　市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

（雑則）
第１８条　この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第１９条　八王子市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、生活安全部防災課が行うものとする。

附 則
この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和８年２月１８日から施行する。

別紙（第２条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">表　　示</th><th rowspan="2">制　　式</th></tr>
<tr><th>位　　置</th><th>形　　状</th></tr>
<tr><td>腕　章</td><td>左腕に表示</td><td rowspan="5"> </td><td rowspan="5">①オレンジ色地に青色の正三角形とする。<br>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。<br>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。<br><br>※一連の登録番号を表面右下の隅に付する。<br>（例：八王子市　１）</td></tr>
<tr><td>帽　章</td><td>帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示</td></tr>
<tr><td>旗</td><td>施設の平面に展張又は掲揚又は表示</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両章</td><td>車両の両側面及び後面に表示</td></tr>
<tr><td>航空機の両側面に表示</td></tr>
</table>

別図（第２条関係）

表面

八王子市長
The Mayor of
Hachioji

身 分 証 明 書
IDENTITY
CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名／Name .....
生年月日／Date of birth .....

この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol Ⅰ) in his capacity as

.....
.....

交付等の年月日／Date of issue .....
証明書番号／No. of card .....
許可権者の署名／Signature of issuing authority

有効期間の満了日／Date of expiry .....

裏面

| 身長／Height<br>.....cm | 眼の色／Eyes<br>..... | 頭髪の色／Hair<br>..... |
|---|---|---|
| その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information：<br><br>血液型／Blood type<br>.....<br>..... | | |
| 所持者の写真<br>／PHOTO OF HOLDER | | |
| 章／Stamp | 所持者の署名／Signature of holder | |

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７（横 74mm、縦 105 mm）とする。

第１号様式（第４条関係）

# 特殊標章等に係る交付申請書

年　　月　　日

八王子市長　殿

私は、国民保護法第１５８条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

| | |
|---|---|
| 氏名：（漢字）<br>（ローマ字） | 生年月日（西暦）<br>年　　月　　日 |

申請者の連絡先

住所　〒

電話番号

写　真
縦４×横３cm
（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ）

識別のための情報　（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）

身長　　cm　　眼の色

頭髪の色　　血液型　　（Rh因子　　）

標章を使用する衣服、場所、車両、航空機等の概要及び使用する標章の数等
（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

※（許可権者使用欄）
資格
証明書番号　　交付等の年月日
有効期間の満了日　　返納日

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　※印の欄は、記入しないこと。

第２号様式（第４条関係）

# 特殊標章等の交付をした者に関する台帳

| 証明書番号 | 氏名(漢字) | 氏名(ローマ字) | 生年月日 | 資格 | 交付等の年月日 | 有効期間の満了日 | 身長 | 眼の色 | 頭髪の色 | 血液型 | その他の特徴等 | 標章の使用 | 返納日 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (記載例)1 | 国民　太郎 | Kokumin Taro | 1975/6/18 | 八王子市職員 | 2015/4/1 | 2017/3/31 | 170 | 茶 | 黒 | A(Rh+) | | 帽子、衣服用 | 2016/3/31 | 防災課 |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | |

第３号様式（第９条関係）

# 特殊標章再交付申請書

年　　月　　日

八王子市長　殿

申請者　住　所

電　話

氏　名　　印

１　紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号

２　紛失（破損等）年月日

３　紛失の状況（破損等の理由）

４　その他必要な事項

| ※　受　付　欄 | ※　経　過　欄 |
| --- | --- |
| | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　※印の欄は、記入しないこと。

第４号様式（第１２条関係）

# 身分証明書再交付申請書

年　　月　　日

八王子市長　殿

申請者　住　所

電　話

氏　名　　印

１　旧身分証明書番号

２　理由

３　その他必要な事項

| ※　受　付　欄 | ※　経　過　欄 |
| --- | --- |
| | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
３　紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
４　記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
５　※印の欄は、記入しないこと。